

# 高齢者虐待防止に関する指針

## 1. 目的

この指針は、ライフサービスパートナーが運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な利用なく利用者の身体を拘束すること

### (2) 性的虐待

利用者にいせつな行為をすることまたはいせつな行為をさせること

### (3) 心理的虐待

利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと

### (4) 介護放棄

意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

## 3. 虐待に対する基本方針

職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。そのため、当施設の基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する

#### 4. 高齢者虐待・不適切ケアの未然防止に対する取り組み

当事業所の職員は虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する

- (1) 事故や苦情のヒヤリハットの事例の分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりにかぬない不適切ケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- (3) 権利擁護や虐待防止の意識の向上と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施
  - ①研修の開催は、年1回（3月頃）とし、新規採用時にも研修を実施する
- (4) 不適切なケアを行っていないか虐待の芽チェックリストを活用し自己点検を実施（年1回4月頃）
- (5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み（毎年11月実施）
- (6) 虐待防止委員会を設置、指針や活動内容の定期的な見直しを行う
  - ①委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
  - ②委員会は、定期的（年2回 4月・10月頃）に実施する

#### 5. 虐待発生時の対応

##### (1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、契約者または職員から虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応する
- ② 利用者に対して虐待等が疑われる場合は、事業所長に速やかに報告するとともに、事業所長は保険者に報告をする

##### (2) 虐待防止委員会の責務

虐待防止委員会は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに事業所長に報告する。虐待発生時は虐待防止委員会を開催し、速やかに保険者に通報しなければならない

#### 6. 虐待防止責任者と担当者の責務

##### (1) 虐待防止責任者（事業所長）の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

##### (2) 虐待防止担当者（虐待防止委員会）の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録

④ 虐待内容の事業所長への報告

**7. 指針の閲覧**

「高齢者虐待防止の指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにすると共にホームページにも公表し、いつでも自由に閲覧できるようにする

附則

- ・この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附則

- ・令和 6 年 4 月 1 日、一部内容の変更および追加、施行
- 4. 高齢者虐待・不適切ケアの未然防止に対する取り組み
  - (3) ①を追加
  - (4) 内容を一部修正
  - (5) 内容を一部修正
  - (6) ①②を追加
- 7. 指針の閲覧 を追加